

【必須】約120年ぶりの民法改正で「保証のルール」が変わっています！

(代表弁護士 小野直樹)



コロナ騒動が収まらない中ではございますが、改正民法（債権法）が令和2年4月1日から施行されています。この改正は、1896年（明治29年）から実に**120年ぶりの大改正**ということになります。

検討段階では、判例や取引慣行に依拠した各種取引や法実務を混乱させかねないことに対し、経済界や法曹実務家から、強い懸念、懐疑的な意見も出されていましたが、その後、改正議論が深化し、大幅に絞り込みがなされていった経緯があります（500→200項目程度まで絞り込み）。改正前条文数は約1100条程だったものが、改正後条文数は約250条程となっております。

ただし7割程度は確立された裁判例等で、まったく新しいものは60~70程度、と言われております。

さて、今回のニュースレターでは、注目度ナンバーワンの、「**保証契約に関する民法改正の主なポイント**」をテーマに解説いたします。

Q1 改正民法で、個人を保証人とする「根保証契約」全般について「極度額の定め」を置くことが必須になったと聞きましたが、その詳細について教えてください。

A1 まず、保証人となる時点では現実にどれだけの金額の債務を保証するか分からない等、「一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約」を「**根保証契約**」といいます。

賃貸借や身元保証契約などが典型ですが、事業の保証契約もかなり多数の種類が含まれますので、注意が必要です。

【例】

- ・賃貸借契約における賃料債務の個人保証契約
- ・医療機関・介護施設における入院・入居契約
- ・いわゆる身元保証契約
- ・継続的売買取引における個人根保証代理店契約
- ・フランチャイズ契約における個人根保証契約
- ・M&Aや増資案件における経営者の個人根保証契約

根保証契約では、主債務の金額が分からないため、将来保証人が想定外の多額の債務を負うことのないようルールが強化されましたが、中でも特に重要なのが、極度額の定めです。

極度額の定め（新465条の2Ⅱ）

改正民法では、極度額に関する当該規律の対象が**個人**

根保証契約全般に拡大されました。極度額を明確に定めなければ、その保証契約は**無効**となります。

「無効」の意味は、支払いを請求できない（してはいけない）だけでなく、仮に、（保証人がきちんと納得の上で）支払を行ったとしても、それは、「不当利得」として、返金義務があるということで、その意味は大きいのです。

そのため、改正民法施行後は、個人根保証契約を締結する際には、主債務に含まれる債務の種類を問わず、**保証契約締結の時点で確定的な極度額の金額を書面または電磁的記録で定めておく**必要があります。

Q2 具体的には極度額についてどのような定めを置けばよいでしょうか。

A2 極度額の定め方、ご質問の多い、2つのタイプを例にしてご説明いたします。

■身元保証契約の場合

具体額と言われても、基準を決めていく必要があります。

例によく上がるのが、「年収基準」です。

ただ、年収を基準に極度額を定めることは、わかりやすくはあるのですが、「年収」といっても、いったん決まってもその後に変更もありえ、望ましくはないでしょう。

初任給は比較的明らかではありますが、各種手当などもありえ、必ず確定するとは限りません。書類のタイミング如何では初任給が確定しないこともありえ、リスク含みと言えます。

年収をベースにする場合は、具体的に「●●万円」と定めるべきです。

■不動産の賃貸借契約の場合

平成30年3月30日に国交省住宅局住宅総合整備課が出した「極度額に関する参考資料」が参考になると考えられます。同資料によると、裁判所の判決における**連帯保証人の負担額の平均は、賃料の13.2カ月分**となっております。

実務としては、今後、確立していく面もありますが、例としては、1年～2年分などが多いかと思えます。

【必須】約120年ぶりの民法改正で「保証のルール」が変わっています！

(代表弁護士 小野直樹)



Q3 極度額に上限はないのですか

Q3 法令上は上限は定められてはいません。

しかし、著しく高額な極度額が定められたといったケースについては、公序良俗違反を理由に、保証契約が無効とされる可能性もあるものと解されます。

実際、高額に定めたとして、それだけの責任を保証人に問えるでしょうか？

身元保証を例にとると、実際上は、損害が生じた場合でも、すべてその従業員といった例はまれで、企業側の管理体制上の問題も考慮されることが少なくありません。

身元保証人の責任は実損額の1～3割程度が多数派と言えでしょう。しかし、相場形成は今後の裁判例の注視が必要です。いずれにせよ、**法外・高額な金額は無効リスクをはらむ**ことを踏まえて、極度額の設定をすべきでしょう。

Q4 改正民法で、法人や個人事業主が事業用の融資を受ける際、個人が保証人となる場合には、公正証書を作成する必要があると聞きましたが、その詳細について教えてください。

A4 まず、改正民法では、個人が事業用の融資の保証人になるには、**保証契約締結前1か月以内に当該個人によって保証債務を履行する意思表示がなされた公正証書が作成されていることが要件**となりました。この保証意思の確認手続きのない保証契約には、その効力が生じないものとされました。

ただし、主債務者が法人である場合のその法人の理事、取締役等の役員など、**一定の立場にある者が保証人となる場合には、公正証書の作成の規定は適用が除外され**ます(465条の9)。

Q5 改正民法では、主債務者や債権者から個人保証人に対して各種の情報提供を行うべき義務が課されたと聞きましたが、その詳細について教えてください。

A5 まず、改正民法では、債務者や債権者は、保証人に対して、保証依頼時と保証契約後に情報提供することが義務付けられました。

・保証を依頼する際の情報提供義務(新465条の10I)

主債務者が個人に対して、事業のために負担する債務について保証を委託する場合に、主債務者の財産や収支の状況等の情報を提供することが義務が設けられました。

また、主債務者から委託を受けて保証人になった者(個人・法人を問いません)から請求があった場合に、債権者から保証人に対して、遅滞なく主たる債務の履行状況に関する情報を提供すべき義務も新たに設けられました。

提供する情報

- ・主債務者の財産および収支の状況
- ・主債務以外の債務の有無・額・履行状況
- ・他の担保の有無・内容等の情報

また、**主債務者が当該情報提供義務を怠ったこと**により、保証人が主債務の財産状況等について誤認し、それによって保証契約を締結した場合には、債権者が情報提供義務違反の事実を知っていた、又は知りえた場合に限り、保証人は保証契約を**取り消すことが可能**です)。

■結びに

今回は、「保証契約に関する民法改正の主なポイント」をテーマに取り上げました。

民法改正に伴い、企業も実務上の影響を大きく受ける部分もございます。

今回の改正では、曖昧な契約ルールの明文化や、判例を確認する過程を省くことが可能になるなどのメリットがある一方で、**正確な知識がなければ不利益を被る危険性**もあります。

紙幅の関係で今回そのすべてをご紹介することはできませんでしたが、次回以降も引き続き改正民法のポイントについて解説させていただく予定でございます。

今後の経営に大きく関わる点ですので、お困りの際はいつでもお気軽に当事務所にご連絡いただければと思います。